

新名寄市病院事業改革プラン

(令和元年度改訂版)

(平成 28 年度～令和 2 年度)

名寄市

第1章 総論

第1. 改革プラン策定の趣旨	・・・・・	1頁
第2. 改革プランの目的	・・・・・	1頁
第3. 改革プランの期間	・・・・・	1頁

第2章 当事業の医療圏域と病院の状況

第1. 地域の状況	・・・・・	2頁
第2. 市立総合病院の現状	・・・・・	3頁
第3. 東病院の現状	・・・・・	5頁

第3章 地域医療構想を踏まえた役割の明確化

第1. 市立総合病院	・・・・・	7頁
第2. 東病院	・・・・・	8頁

第4章 経営の効率化

第1. 市立総合病院	・・・・・	10頁
第2. 東病院	・・・・・	16頁

第5章 再編・ネットワーク化の取り組み

第1. 医療圏域内の現状	・・・・・	19頁
第2. 市立総合病院	・・・・・	19頁
第3. 東病院	・・・・・	20頁

第6章 経営形態の見直しに対する方向性

第1. 市立総合病院	・・・・・	21頁
第2. 東病院	・・・・・	21頁

第7章 プランの点検・評価・公表

・・・・・	21頁
-------	-----

資料 取り組み項目の展開方針

・・・・・	22頁
-------	-----

第1章 総論

第1. 改革プラン策定の趣旨

公立病院は、地域における基幹的な公的医療機関として、地域医療の確保のため重要な役割を果たしておりますが、多くの公立病院において、経営状況の悪化や医師不足等のために、医療提供体制の維持が厳しい状況になっていたことから、国は、平成19年12月24日付で「公立病院改革ガイドライン」を策定し、病院事業を設置する地方公共団体に対し、公立病院改革プランを策定するよう要請し、当市におきましても、「名寄市立総合病院改革プラン」「名寄東病院改革プラン」を策定し、経営改革に取り組んだところ、所期の目的である経常収支黒字化を達成したことから、平成23年度をもって両プランを終了したものです。

しかしながら、当市が属する北北海道においては、依然として医師・看護師不足が続いており、市立総合病院においては、医師不足により診療科の休診、看護師不足による病棟の一時休床といった事態に追い込まれたほか、東病院においても医師・看護師の確保は継続的な課題であります。また、過疎化、少子高齢化が急速に進む中で、医療環境は大きく変化しており、今後も厳しい経営状況が見込まれます。

こうした状況の中、平成26年6月に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（医療介護総合確保推進法）」が成立し、都道府県は、二次医療圏を基本とした構想区域ごとに地域医療構想を策定し、病院完結型医療から地域完結型医療への転換を図ることとされております。

当市病院事業におきましても、医療環境が変化していく中で、継続して安定した医療を提供していくためには、健全な事業運営が不可欠であり、今般、総務省において策定した『新公立病院改革ガイドライン』に沿って、本プランを策定するものであります。

第2. 改革プランの目的

- (1) 地域医療構想を踏まえた、各病院が果たすべき役割を明らかにします。
- (2) 経営の効率化に向けた収支計画を作成します。
- (3) 再編・ネットワーク化についての方針を示します。
- (4) 経営形態の見直しについての方針を示します。

第3. 改革プランの期間

このプランは、平成28年度から令和2年度までの期間を対象とします。

なお、地域医療構想、経営指標等の状況により、必要に応じ見直しを図ります。

第2章 当事業の医療圏域と病院の状況

第1. 地域の状況

1. 医療圏域の人口と年齢構成

上川北部圏域における国勢調査人口は、平成27年10月1日現在66,591人（確報値）で、前回の平成22年国勢調査人口に比べ、この5年間で、5,039人（7.1%）減少しています。また、市立総合病院の医療圏となる宗谷、留萌、網走などの各地域の一部も比べると、14,703人（7.6%）減少しており、北北海道における過疎化が進んでいることが伺えます。

また、上川北部圏域における年齢構成は、平成27年国勢調査で、15歳未満の年少人口が7,195人（10.8%）、15歳から64歳の生産人口が36,419人（54.7%）と、平成22年国勢調査と比べて年少人口・生産人口とも減少しておりますが、65歳以上の老齢人口は、平成22年の22,117人（30.9%）に比べ平成27年は22,913人（34.4%）と増加しており、少子高齢化が一層顕著になっています。

平成27年国勢調査を基に推計された『日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）』（国立社会保障・人口問題研究所）によりますと、今プランの計画期間最終年である令和2年には、上川北部圏域における人口は61,147人まで減少し、高齢化率が37.5%に達する見込みであり、過疎化、少子高齢化がますます進むものと予測されます。

○上川北部圏域の人口推移

	H17国勢調査		H22国勢調査		H27国勢調査	
		前調査との差(増減率)		前調査との差(増減率)		前調査との差(増減率)
上川北部	76,063	-5,375（-6.6%）	71,630	-4,433（-5.8%）	66,591	-5,039（-7.0%）
うち名寄市	31,628	-1,700（-5.1%）	30,591	-1,037（-3.3%）	29,048	-1,543（-5.0%）
うち士別市	23,411	-1,580（-6.3%）	21,787	-1,624（-6.9%）	19,914	-1,873（-8.6%）

2. 地域の医療供給状況

上川北部圏域には、平成30年10月現在で、病院が8ヶ所、一般診療所が39ヶ所ありますが、いずれの病院・診療所とも、医師・看護師といった医療従事者は不足しております。

また、当圏域における病床数は、下記のとおりとなっておりますが、現在、北海道において、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年（令和7年）に向け、医療機能ごとの医療需要と病床の必要量を推計し、目指すべき医療提供体制を実現するための施策を検討する『地域医療構想』の推進を図っており、それぞれの医療機関において病床の機能分化・連携が進むことになります。

○上川北部圏域における医療機能ごとの病床の状況（平成29年7月1日現在）

	病床数				
		高度急性期	急性期	回復期	慢性期
病院	873	11	405	122	335
診療所	38	0	38	0	0
計	911	11	443	122	335

※平成29年度病床機能報告より

第2. 市立総合病院の現状

1. 病院の概要

市立総合病院は、地域・地方センター病院、災害拠点病院として、道北の基幹病院としての役割を果たしており、平成27年8月には救命救急センターの指定を受け、一般診療から高度・特殊医療、急性期医療から慢性期医療、一次救急から三次救急まで全ての医療を担っているほか、サテライト診療や地方への医師派遣など地域医療支援事業にも取り組んでおります。

2. 医療施設の状況

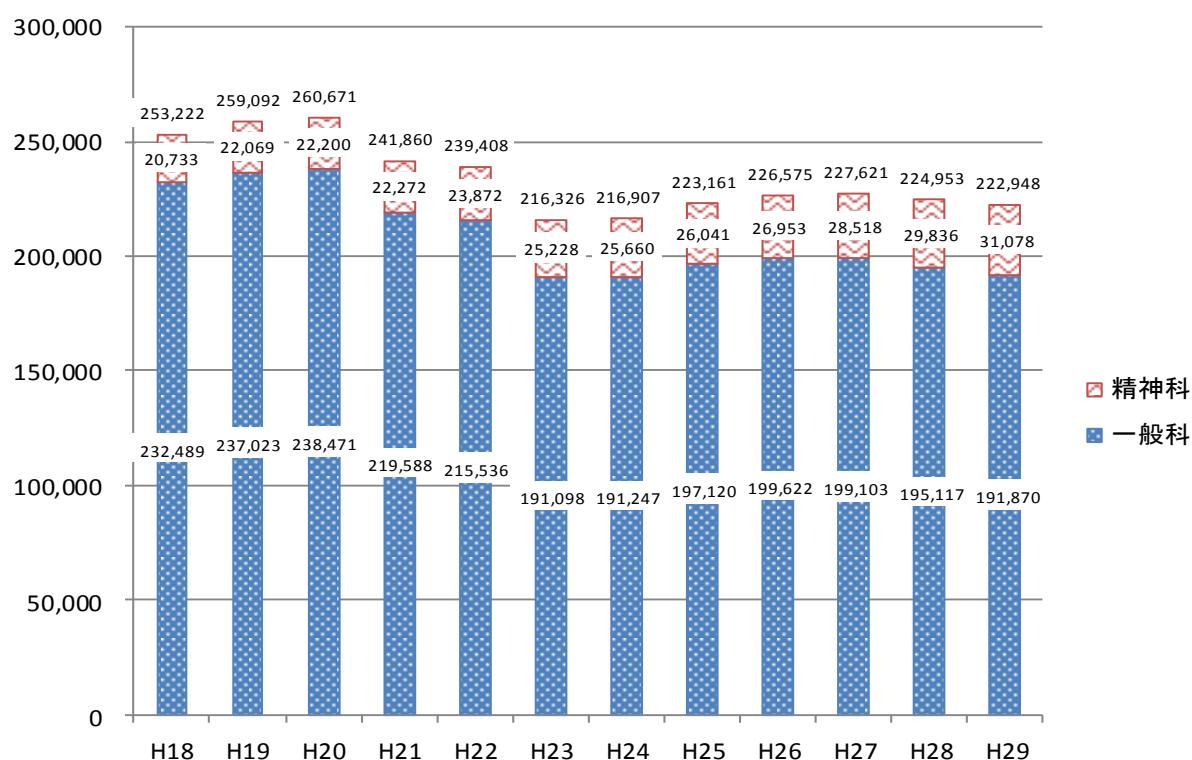
市立総合病院は昭和12年11月に名寄町立社会病院として開設されました。以後、施設の老朽化と狭隘化から、昭和36年に大規模改修が行われ、また、平成4年に現在地での全面改築、さらに平成11年に一般病棟の増築、平成20年にICU病棟・救急外来の増改築、平成26年には精神科病棟の改築等と、診療機能の強化と医療環境の充実を図ってまいりました。

3. 患者数の動向

1) 外来患者数の状況

外来患者数は、平成13年度の318,101人をピークとして平成23年度には216,326人まで減少しましたが、診療科の回復による医師の増員などにより、平成24年度以降は22万人台で推移しております。

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
一般科	232,489	237,023	238,471	219,588	215,536	191,098	191,247	197,120	199,622	199,103	195,117	191,870
精神科	20,733	22,069	22,200	22,272	23,872	25,228	25,660	26,041	26,953	28,518	29,836	31,078
計	253,222	259,092	260,671	241,860	239,408	216,326	216,907	223,161	226,575	227,621	224,953	222,948
診療日数	245	245	244	242	243	244	245	245	245	243	243	243
1日平均	1,034	1,058	1,068	999	985	887	885	911	925	937	926	917



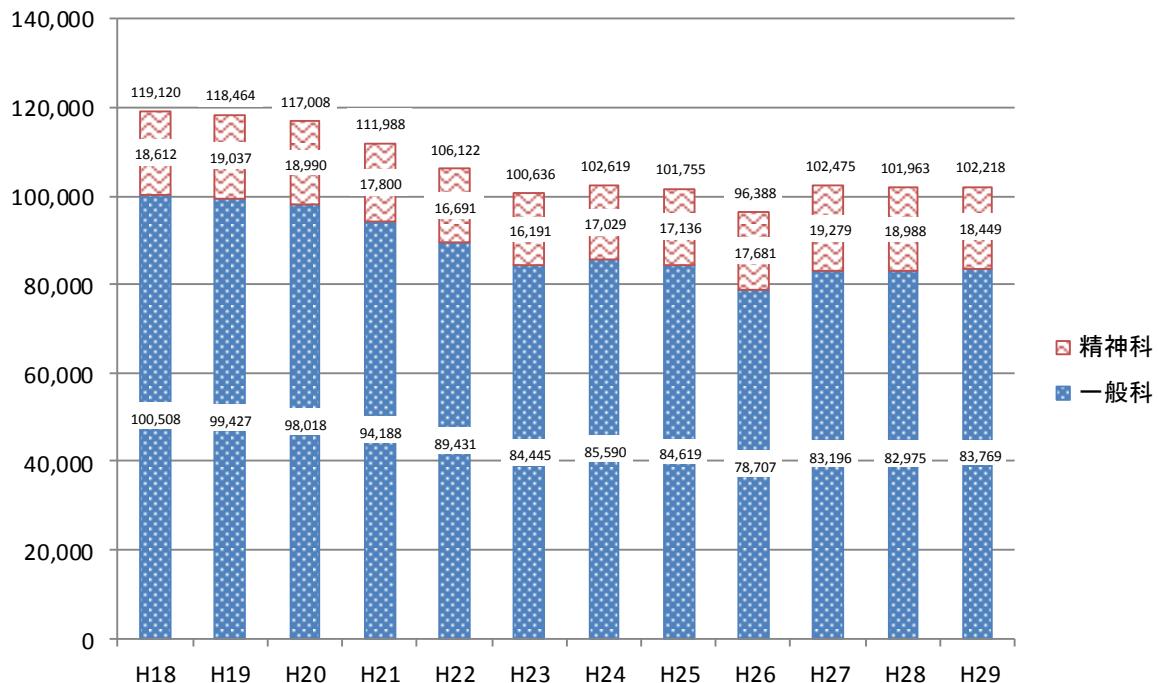
2) 入院患者数の状況

入院患者数は、一般科では平成 21 年度までは病床利用率 80%以上を維持していましたが、平成 21 年度の D P C (診療群分類包括評価) 制度の導入による在院日数短縮により延人数が減少に転じ、平成 29 年度は 76.5%となっています。

また、精神科においては、平成 17 年 7 月から常勤医が 3 名から 1 名に減少したことに伴い、前改革プランにおいて 165 床から 105～110 床削減することとし、平成 25 年度に精神科病棟の改築を行いました。55 床を有する新病棟は、従前の病棟と比べ格段に改善した入院環境となっており、平成 29 年度の病床利用率は 91.9%と、高い水準になっております。

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
一般科	100,508	99,427	98,018	94,188	89,431	84,445	85,590	84,619	78,707	83,196	82,975	83,769
精神科	18,612	19,037	18,990	17,800	16,691	16,191	17,029	17,136	17,681	19,279	18,988	18,449
計	119,120	118,464	117,008	111,988	106,122	100,636	102,619	101,755	96,388	102,475	101,963	102,218
診療日数	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365
1日平均	326	324	321	307	291	275	281	279	264	280	279	280
病床利用率 (一般科)	91.8	90.6	89.5	86.0	81.7	76.9	78.2	77.3	71.9	75.8	75.8	76.5
病床利用率 (精神科)	30.9	31.5	31.5	29.6	27.7	26.8	28.3	28.5	25.6	29.8	29.6	29.9

※精神科はH26.4.30まで165床、H26.5.1から55床。



3) 地域別患者数の状況

市立総合病院における平成 29 年度地域別入院患者構成は、名寄市が 44.4%、次いで士別市が 13.3% となっており、名寄・士別両市を含めた上川北部では 73.8% となっています。その他、稚内市、枝幸町をはじめとした宗谷圏域が 16.0% を占めており、この数値は、平成 27 年度では 18.1%、平成 28 年度では 17.25% と年々減少しております。

次に外来患者構成は、名寄市が 61.0% を占めており、以下、士別市が 7.8%、美深町が 7.1%、下川町が 5.8% となっております。

第3. 東病院の現状

1. 病院の概要

東病院は、国立病院の再編計画に基づき、名寄市が国立療養所名寄病院の経営委譲を受け、上川北部医師会に運営委託して平成15年12月1日に開設しました。医療療養型病床105床を整備しており、道北における療養型医療機関としての役割を担っております。

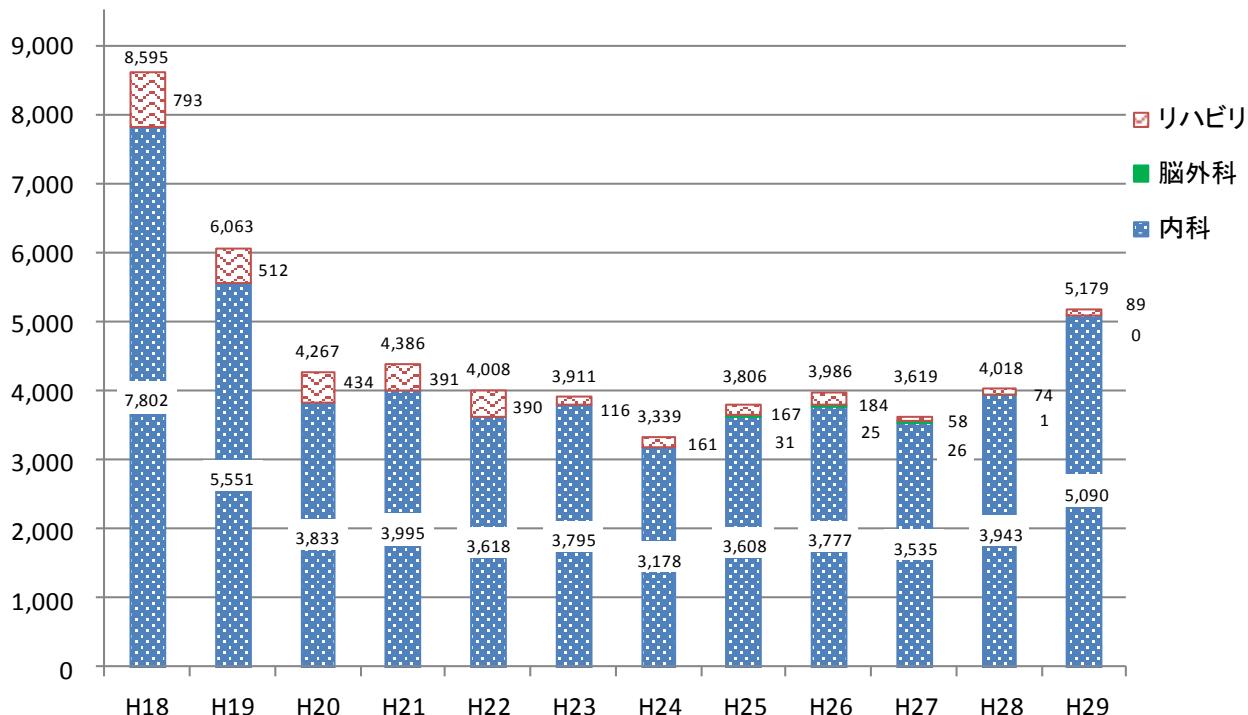
2. 医療施設の状況

東病院開設当初から、指定介護療養施設サービス（60床）を提供してきましたが、医療制度改正による療養型病床の再編（介護病床の全廃）を先取りして、平成19年7月に介護療養型病床を返上し、全床（105床）を医療療養型病床に転換いたしました。

3. 患者数の動向

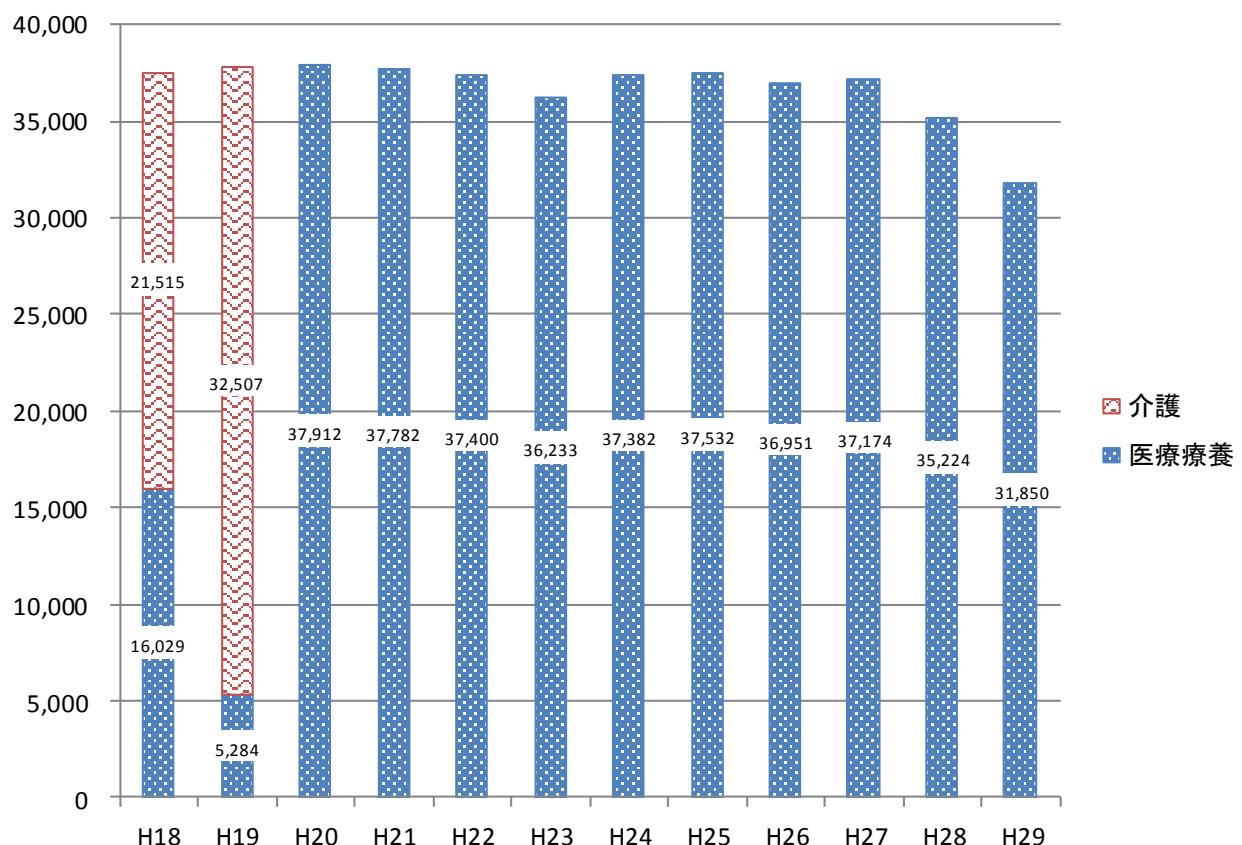
外来患者数は、平成18年度の8,595人から平成27年度の3,619人まで年々減少傾向でしたが、平成28年度は4,018人、平成29年度は5,179人と、外来診療時間の拡大等の取組の効果が表れています。

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
内科	7,802	5,551	3,833	3,995	3,618	3,795	3,178	3,608	3,777	3,535	3,943	5,090
脳外科	0	0	0	0	0	0	0	31	25	26	1	0
リハビリ	793	512	434	391	390	116	161	167	184	58	74	89
計	8,595	6,063	4,267	4,386	4,008	3,911	3,339	3,806	3,986	3,619	4,018	5,179
診療日数	244	244	244	242	243	244	244	245	245	243	243	243
1日平均	35	25	17	18	16	16	14	16	16	15	17	21



入院患者数は、平成 27 年度までは 37,000 人程度で推移してきたものの、平成 28 年度は 35,224 人、平成 29 年度は 31,850 人と、大きく減少しております。

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
医療療養	16,029	5,284	37,912	37,782	37,400	36,233	37,382	37,532	36,951	37,174	35,224	31,850
介護	21,515	32,507	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	37,544	37,791	37,912	37,782	37,400	36,233	37,382	37,532	36,951	37,174	35,224	31,850
診療日数	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365
1日平均	103	103	104	104	102	99	102	103	101	102	97	87
病床利用率	98.0	98.3	98.9	98.6	97.6	94.3	97.5	97.9	96.4	96.7	91.9	83.1



第3章 地域医療構想を踏まえた役割の明確化

第1. 市立総合病院

1. 地域医療構想を踏まえて

北海道が試算した 2025 年（令和 7 年）における上川北部での高度急性期・急性期の必要病床数は 292 床で、これは、市立総合病院の稼働一般病床数と同数となっています。

上川北部のみならず北北海道では、医師・看護師をはじめとした医療従事者の不足により急性期病床の維持が困難となっている医療施設が多く、市立総合病院が、地方センター病院・救命救急センターとして急性期、専門医療を担う必要があることから、これらの医療体制を維持します。また、医療従事者不足による疲弊を防ぐため、近隣医療機関への職員派遣を可能とするマンパワーの確保に努めます。

2. 地域包括ケアシステム構築に向けて

1) 医療機関との連携

市立総合病院は、地域包括ケアシステムの中では、日常医療を担うかかりつけ医等の地域の医療機関の後方支援病院としての役割を担うことになります。在宅医療・介護での生活に支障が生じた場合、速やかな診療、処置が行えるよう、地域の医療機関との情報を密にするとともに、万が一に備え、後方支援病床を確保いたします。

2) 福祉機関・施設との連携

初期・急性期の治療を終えた患者が、地域への円滑な移行が図れるよう、福祉機関・施設との連携を密に行います。

また、地域包括ケアシステムの構築には、市立総合病院においても、医療のみならず、介護・福祉施策への理解が必要不可欠であることから、地域医療連携部門の充実を図ります。

3) 教育機関との連携・人材交流・共同研究

当市には、看護学科、社会福祉学科を有する名寄市立大学があり、保健・医療・福祉について学ぶ学生、教員、研究者がいます。名寄市立大学の目的には『地域が抱える種々の課題について研究し、それらを解決することによって新しい未来をひらく』とあり、市立総合病院においても、人材交流・共同研究を推進し、市立大学と共に、課題の解決に努めます。

3. 一般会計負担金の考え方

市立総合病院に対する一般会計からの繰入金は、総務省通知の繰り出し基準に基づいたもののほか、独自基準として、看護師確保に要する経費（看護師等奨励学資金）を繰り入れております。

病院事業は、公営企業である以上、独立採算を原則とすべきものでありますが、市立総合病院は、救急医療、小児医療、周産期医療、精神医療等、採算性を求めることが困難な部門を担っており、今後も地方センター病院としての役割を遂行していくためには、これらの部門の経費等について、引き続き総務省の繰出基準に基づいた繰入を受ける必要があります。

また、市立総合病院は、上川北部地域のみならず、宗谷、留萌、オホーツクの一部地域からも、救急医療、周産期医療等の患者を受け入れている状況にあり、これらに係る経費負担について適切な在り方を検討してまいります。

4. 指標に係る数値目標

	H27実績	H28実績	H29実績	H30実績	R1目標	R2目標	(%・件)
紹介率	22.9	26.5 (22.3)	26.4 (22.5)	32.8 (22.7)	22.9	23.1	
逆紹介率	13.2	16.1 (13.5)	12.9 (13.7)	10.6 (13.9)	14.1	14.3	
新規入院患者紹介率	35.7	31.4 (36.6)	32.1 (36.7)	18.1 (36.8)	36.9	37.0	
在宅復帰率	90.9	93.8 (92.0)	91.8 (92.0)	93.8 (92.0)	92.0	92.0	
医師派遣件数	574	585 (570)	626 (570)	710 (570)	570	570	

※地域医療連携室集計数値より(紹介、逆紹介、新規入院紹介、在宅復帰率については一般科の値)

※()内は目標値

5. 住民の理解

地域医療構想の具現化により、近隣医療機関の診療体制の変化、役割分担の推進が進み、かかりつけ医からの紹介による専門診療科受診、入院患者の短期転院等、地域での診療体制が変化していくことになります。市立総合病院においても第三次医療圏の地方センター病院、救命救急センターとしての役割を果たしていくためには、診療体制の変化、地域医療機関との連携強化などについてご理解いただくことが必要となることから、広報活動を充実強化させてまいります。

また、平成27年7月には有志の方々により、『名寄市立総合病院サポートクラブ』が設立されました。コンビニ受診等により医師が疲弊・孤立し退職に追い込まれる病院もあるような時代の中、このような活動は、大変力強い応援であります。クラブのサポートをお願いしながら、市立総合病院職員が一体となり、名寄市民が誇りに思える病院となるよう努めてまいります。

第2. 東病院

1. 地域医療構想を踏まえて

平成29年7月時点で、慢性期病床は、東病院も含めて上川北部で6医療機関335床あります。北海道で試算した2025年(令和7年)における慢性期の必要病床数は249床となっており、今後は、他医療機関の動向も踏まえた上で、有料老人ホーム、サービス付高齢者住宅等への転換も一つの選択肢として、病床数の調整、施設の有効活用を検討してまいります。

2. 地域包括ケアシステム構築に向けて

東病院は、急性期医療を終えた患者の慢性期医療とともに、地域住民のかかりつけ医といった地域に根付いた医療の役割を担います。この役割を果たすため、平成29年度に地域医療連携室を設置し、MSWを1名配置しました。今後も、市内医療機関、保健福祉・介護機関との連携強化に努めます。

3. 一般会計負担金の考え方

東病院は、総務省通知の繰出基準に基づいた、不採算地区病院として運営経費の不足額および、企業債元利償還に係る地方交付税措置額について、一般会計より繰り入れております。

当面は、現在の繰入を継続していくますが、東病院の大規模修繕、改築などの際の費用として積み立てている名寄東病院振興基金の運用も含めて、一般会計の負担について検討してまいります。

4. 指標に係る数値目標

	H27実績	H28実績	H29実績	H30実績	R1目標	R2目標
急性期病院からの新規入院患者紹介率	30.6	40.9 (30.0)	28.2 (31.2)	28.2 (32.4)	33.6	35.0
介護・福祉施設等からの新規入院患者紹介率	33.9	9.9 (20.0)	3.4 (20.0)	4.2 (20.0)	20.0	20.0
在宅復帰率	33.3	66.7 (333)	66.7 (33.3)	41.6 (33.3)	33.3	33.3

※()内は目標値

5. 住民の理解

地域医療構想の具現化による医療機関の役割分担の推進は、東病院においても診療体制の変化が求められることが予想されますが、地域に根付いた医療機関として、安心して受診・療養できるよう、患者・家族に寄り添った丁寧な説明に努めてまいります。

第4章 経営の効率化

第1. 市立総合病院

1. 経営指標に係る数値目標

※()内は目標値

経営の効率化は、医療提供体制を確保し、良質な医療を継続的に提供していくためには、避けて通れないものであり、次の事項について数値目標を設定いたします。

1) 収支改善

	H25実績	H26実績	H27実績	H28実績	H29実績	H30実績	R1目標	R2目標
経常収支比率	97.6	96.4	96.1	98.0 (97.9)	98.4 (98.9)	99.8 (97.5)	97.2	100.4
医業収支比率	92.3	91.0	92.2	94.0 (93.3)	95.2 (95.1)	96.2 (95.2)	93.9	97.2
修正医業収支比率	95.2	95.6	96.8	95.9 (97.1)	96.8 (97.0)	97.8 (96.5)	96.2	99.7

※修正医業収支比率=(医業収益-他会計繰入金)/(医業費用-(原価償却費+退職手当))

2) 経費削減

	H25実績	H26実績	H27実績	H28実績	H29実績	H30実績	R1目標	R2目標
職員給与費対医業収支比率	57.6	59.2	59.8	57.2 (58.1)	56.8 (56.8)	54.8 (57.0)	57.1	55.5
材料費対医業収支比率	26.7	25.6	26.3	27.3 (25.1)	26.7 (26.7)	28.1 (26.6)	26.8	26.3

3) 収入確保

	H25実績	H26実績	H27実績	H28実績	H29実績	H30実績	R1目標	R2目標
患者1人1日当たり診療収入								
一般科入院	55,639	60,652	61,540	65,025 (62,710)	66,965 (64,378)	69,891 (68,078)	67,926	69,213
精神科入院	16,420	16,399	16,447	16,346 (16,759)	16,843 (17,205)	17,689 (17,975)	17,934	18,274
一般科外来	9,558	9,760	9,804	10,899 (9,990)	11,275 (10,256)	12,026 (12,027)	11,997	12,227
精神科外来	6,201	6,455	6,524	6,660 (6,648)	6,647 (6,825)	6,561 (7,131)	7,114	7,250

4) 経営の安定性

	H25実績	H26実績	H27実績	H28実績	H29実績	H30実績	R1目標	R2目標
医師数	57	61	63	67 (65)	73 (65)	74 (65)	65	65
看護職員数	384	396	392	405 (407)	398 (422)	405 (422)	422	437

2. 経常収支比率に係る目標設定の考え方

市立総合病院を取り巻く医療環境の変化に対応し、地域の医療崩壊を防ぐためには、医師・看護師をはじめとしたスタッフの増員等により費用が増加することになります。

入院患者、外来患者とも実患者数に大きな変化は見られないものの、平成30年度の診療報酬改定ではDPC医療機関係数が上がり、一定の収益は確保できるものと見込まれます。

令和元年10月の消費税増税や、働き方改革、令和2年の診療報酬改定など、病院経営にとって厳しい状況が続きますが、DPCの適切なコーディング、7対1看護基準の継続、適正な施設基準の取得等により診療報酬収入を確保し、令和元年度の黒字化を目指します。

3. 目標達成に向けた具体的な取り組み

1) 経営の安定性

①医師の確保

常勤医の不足による診療機能の低下は、患者への不便と不安を与え、かつ病院運営にも大きな影響をもたらしますので、日頃からの医育大学や関係機関への働きかけ、人脈を通じた情報の収集等により、安定した医療供給体制の確保を図ります。

また、医師が不足する中で研修医を確保することは、大きな戦力となり、活性化にもつながります。今後も魅力ある臨床研修プログラムを作成し、研修体制を充実させることで、研修医の確保を図ります。

②医療スタッフの確保

7対1看護基準の設定を機に、看護師の都市偏在に拍車がかかり、地方では看護師不足が深刻な事態となっています。看護師確保を図るため、名寄市立大学をはじめ、道内看護師養成機関との連携をより一層進めるとともに、随時募集、看護師学資金枠の拡大、採用時年齢制限の撤廃、院内保育所の改築等、様々な看護師確保対策を実施しています。今後においても、魅力ある病院となるべき方法など検討するとともに、地域に潜在している看護師資格保持者の再就業支援研修の拡充等、看護師確保に努めます。

また、薬学部6年制化、特定看護師制度、医療従事者の各種資格の細分化等、国の施策により、医療スタッフの需要と供給が、急激に変化することがあります。今後においても、安定した医療提供体制を維持できるよう、情報の収集と分析を行い、医療スタッフの計画的な確保に努めます。

③柔軟な給与制度の検討

医師・看護師をはじめとした医療スタッフの安定的確保に向けて、より柔軟な給与制度を検討します。

また、平成27年4月より看護職に対して導入した医療職給料表について、人材確保、適正な人事管理などを推進するため、医療技術職に対しましても、同表の導入について検討を進めています。

④高度医療機器の計画的な整備

救急から高度医療まで、質の高い医療と的確な診療を行うために、医療ニーズに適した機器を、費用対効果、使用頻度等を勘案して計画的に整備いたします。

⑤経営感覚に富む人材の登用及び事務職員の人材開発の強化

病院事業経営に精通した経営感覚に富む人材の登用（外部からの登用を含む）を進めていきます。また、医療を巡る環境の変化等に対応するため、プロパー職員の採用、専門知識を有する職員の計画的な育成、人事管理に努めます。

2) 収支改善

①医業収益の確保

近隣医療機関との連携体制による地域完結型の質の高い医療を目指します。高度急性期・急性期医療を担う病院として、効果的な施設基準を選択しながら、医業収益の確保に努めます。

②適切な診療報酬の請求

委託業者との連携強化を図り、効果的・効率的な診療報酬の請求事務を進めます。特に、診療報酬の医師・看護師等への積極的な情報提供と、改定時における各種説明会・研修会を開催し、担当職員のみならず、幅広くスキルアップを図り、請求精度の向上、返戻・査定減の防止に努めます。

③未収金の発生防止と回収対策

未収金の発生を防止するため、高額療養費等の現金給付制度や介護保険制度、身障法、精神保健法、生活保護法等、各種公的福祉制度の活用による負担の軽減など、患者への周知と相談しやすい窓口対応に努めます。

未収金が発生した場合には、電話・文書による催告のほか、訪問徴収を行い早期回収に努めます。また、平成29年10月からは、医療費未収金回収業務の一部について、法律事務所への委託を開始しました。あわせて法的措置を含めた債権回収方法について検討します。

④病床の効率的運用

病床利用率については、毎月目標値を定めています。引き続き、診療部と看護部の連携により病棟再編も含めて効率的な病床管理を行っていきます。

⑤業務改善による効率的な人事配置

徹底した業務改善を行うことで、業務の効率化と人員の適正配置を進め、時間外業務の削減などにより経費の抑制に努めます。また、時差出勤等の柔軟な勤務形態の導入についても検討します。

⑥費用分析の強化

市立総合病院の現状を詳しく分析し、将来にわたり、限りある資金・人的資源を効果的に活用するため、平成28年度に診療部門別原価計算システムの導入を行いました。

今後は、このシステムを活用し、病院の収支改善に努めてまいります。

⑦その他管理的経費の節減

病院施設の維持管理に要する、光熱水費、燃料費等の経費については、職員自らが、使用量と消費量の節減に対する意識を高め、日頃から経費節減に努めます。

4. 年度毎の収支計画

1) 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

年 度		25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度 (実績)	元年度	2年度
収入	1. 医業収益 a	7,346	7,502	7,894	8,417	8,674	8,949	8,951	9,353
	(1) 料金収入	7,035	7,186	7,573	7,903	8,173	8,445	8,470	8,872
	(2) その他	311	316	321	514	501	504	481	481
	うち他会計負担金	144	157	158	354	340	343	338	338
	2. 医業外収益	783	802	684	724	666	737	703	703
	(1) 他会計負担金・補助金	595	538	398	438	370	423	431	431
	(2) 国(道)補助金	73	80	85	77	90	96	86	86
	(3) 長期前受金戻入		64	61	60	58	55	48	48
	(4) その他	115	120	140	149	148	163	138	138
	経常収益(A)	8,129	8,304	8,578	9,141	9,340	9,686	9,654	10,056
支出	1. 医業費用 b	7,956	8,244	8,563	8,954	9,110	9,301	9,533	9,626
	(1) 職員給与費 c	4,233	4,441	4,718	4,814	4,857	4,904	5,110	5,193
	(2) 材料費	1,961	1,924	2,074	2,301	2,427	2,516	2,397	2,456
	(3) 経費	807	851	883	861	905	928	991	942
	(4) 減価償却費	388	561	571	542	506	501	581	581
	(5) その他	567	467	317	436	415	452	454	454
	2. 医業外費用	372	373	362	375	384	406	394	388
	(1) 支払利息	71	82	74	69	63	56	51	45
	(2) その他	301	291	288	306	321	350	343	343
	経常費用(B)	8,328	8,617	8,925	9,329	9,494	9,707	9,927	10,014
経常損益(A)-(B)(C)		△199	△313	△347	△188	△154	△21	△273	42
特別損益	1. 特別利益(D)	4	391	207	38	115	105	10	10
	2. 特別損失(E)	116	2,609	83	44	63	76	10	10
	特別損益(D)-(E)(F)	△112	△2,218	124	△6	52	29	0	0
純損益(C)+(F)		△311	△2,531	△223	△194	△102	8	△273	42
累積欠損金(G)		2,911	5,252	5,475	5,669	5,771	5,763	6,036	5,994
不良債務	流動資産(ア)	3,946	1,498	1,425	1,592	1,585	1,924	1,595	1,627
	流動負債(イ)	2,950	1,459	1,591	1,784	1,890	2,205	2,257	2,028
	うち一時借入金	0	0	0	300	300	0	600	0
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等債で未借入又は未発効の額(エ)	0	0	0	0	0	0	0	0
	差引不良債務(△(イ)-(エ)-(ア)-(ウ))	△996	△39	166	192	305	281	662	401
経常収支比率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$		97.6	96.4	96.1	98.0	98.4	99.8	97.2	100.4
不良債務比率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$		△13.6	△0.5	2.1	2.3	3.5	3.1	7.4	4.3
医業収支比率 $\frac{a}{b} \times 100$		92.3	91.0	92.2	94.0	95.2	96.2	93.9	97.2
職員給与費比率 $\frac{c}{a} \times 100$		57.6	59.2	59.8	57.2	56.0	54.8	57.1	55.5
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額(H)		△982	△897	△680	△680	△356	△457	△107	△324
資金不足比率 $\frac{(H)}{a} \times 100$		△13.4	△12.0	△8.6	△8.1	△4.1	△5.1	△1.2	△3.5
病床利用率		59.4	71.8	78.0	77.8	78.0	75.3	81.5	81.5

2) 収支計画 (資本的収支)

(単位:百万円、%)

区分	年 度	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度 (実績)	元年度	2年度
収入	1. 企 業 債	2,402	498	424	392	312	588	230	200
	2. 他 会 計 出 資 金	263	278	372	361	382	411	354	354
	3. 他 会 計 負 担 金	26	22	22	22	23	20	21	21
	4. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国(県)補助金	473	1	1	0	1	0	0	0
	7. そ の 他	7	7	6	19	7	11	0	0
収 入 計 (a)		3,171	806	825	794	725	1,030	605	575
うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)		0	0	0	0	0	0	0	0
前年度許可債で当年度借入分 (c)		0	0	0	0	0	0	0	0
純計(a)−{(b)+(c)} (A)		3,171	806	825	794	725	1,030	605	575
支出	1. 建 設 改 良 費	2,951	566	457	416	328	611	279	200
	2. 企 業 債 償 還 金	502	533	719	696	737	791	772	853
	3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. そ の 他	27	24	39	45	48	45	45	45
	支 出 計 (B)	3,480	1,123	1,215	1,157	1,113	1,447	1,096	1,098
差引不足額 (B)−(A) (C)		309	317	390	363	388	417	491	523
補てん財源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	309	317	390	363	388	417	491	523
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰 越 工 事 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (D)	309	317	390	363	388	417	491	523
補てん財源不足額(C)−(D) (E)		0	0	0	0	0	0	0	0
当年度同意等債で未借入 又は未発効の額 (F)		0	0	0	0	0	0	0	0
実質財源不足額 (E)−(F)		0	0	0	0	0	0	0	0

3) 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:百万円)

	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度 (実績)	元年度	2年度
収 益 的 収 支	(0) 739	(0) 695	(0) 556	(0) 792	(0) 710	(0) 766	(0) 769	(0) 769
資 本 的 収 支	(20) 289	(20) 300	(20) 394	(20) 383	(20) 405	(20) 431	(20) 375	(20) 375
合 计	(20) 1,028	(20) 995	(20) 950	(20) 1,175	(20) 1,115	(20) 1,197	(20) 1,144	(20) 1,144

※()内は基準外繰入金額

第2. 東病院

1. 経営指標に係る数値目標

※ () 内は目標値

	H25実績	H26実績	H27実績	H28実績	H29実績	H30実績	R1目標	R2目標
経 常 収 支 比 率	101.2	100.1	101.7	99.2 (100.1)	102.1 (100.0)	100.0 (100.0)	100.0	100.0
医 業 収 支 比 率	95.1	94.8	94.7	85.9 (94.8)	78.7 (79.5)	69.5 (78.1)	70.6	64.1
修 正 医 業 収 支 比 率	96.1	96.9	98.4	89.3 (96.9)	81.7 (82.3)	73.0 (82.0)	74.0	67.2

※修正医業収支比率=(医業収益-他会計繰入金)/(医業費用-(原価償却費+退職手当))

2. 経常収支比率に係る目標設定の考え方

現在、総務省通知の繰出基準に基づいた一般会計からの繰入金（不採算地区病院の運営に要する経費）も含めて、黒字経営となっております。今後も、診療報酬収入と、繰出基準に基づいた一般会計からの繰入により、黒字経営を継続させていくことを目標といたします。

3. 目標達成に向けた具体的な取り組み

1) 経営の安定性

①医師の確保

常勤医の不足による診療機能の低下は、患者への不便と不安を与え、かつ病院運営にも大きな影響をもたらしますので、(財)北海道地域医療振興財団等との連携、人脈を通じた情報の収集等により、安定した医療供給体制の確保を図ります。

②医療スタッフの確保

7対1看護基準の設定を機に、看護師の都市偏在に拍車がかかり、地方では看護師不足が深刻な事態となっています。現在のところ看護師も含め、医療スタッフの確保はできておりますが、離職率の低い働きやすい環境づくりに努め、勤務環境の改善を図っていきます。

2) 収支改善

①医業収益の確保

市立総合病院や近隣医療機関との連携体制による地域完結型の医療を目指します。慢性期医療を担う病院として、病床稼働率を維持し、効果的な施設基準を選択しながら、医業収益の確保に努めます。

②適切な診療報酬の請求

診療報酬の医師・看護師等への積極的な情報提供と、改定時における各種説明会・研修会を開催し、担当職員のみならず、幅広くスキルアップを図り、請求精度の向上、返戻・査定減の防止に努めます。

③未収金の発生防止と回収対策

未収金の発生を防止するため、高額療養費等の現金給付制度や介護保険制度、身障法、精神保健法、生活保護法等、各種公的福祉制度の活用による負担の軽減など、患者への周知と相談しやすい窓口対応に努めます。

未収金が発生した場合には、電話・文書による催告のほか、訪問徴収を行い早期回収に努めます。あわせて法的措置を含めた債権回収方法について検討します。

④病床の効率的運用

病床利用率については、毎月目標値を定めています。引き続き、医師と看護師の連携により効率的な病床管理を行い、目標達成に努めます。

⑤業務改善による効率的な人事配置

徹底した業務改善を行うことで、業務の効率化と人員の適正配置を進め、時間外業務の削減などにより経費の抑制に努めます。

4. 年度毎の収支計画

1) 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

年 度 区分		25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度 (実績)	元年度	2年度
収入	1. 医業収益 a	644	634	609	541	485	437	458	416
	(1) 料金収入	644	634	609	536	478	429	450	408
	(2) その他	0	0	0	5	7	8	8	8
	うち他会計負担金	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 医業外収益	51	54	59	97	160	208	208	250
	(1) 他会計負担金・補助金	49	43	48	86	149	197	198	240
	(2) 国(道)補助金	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) 長期前受金戻入	0	9	9	9	9	9	9	9
	(4) その他	2	2	2	2	2	2	1	1
	経常収益(A)	695	688	668	638	645	645	666	666
支出	1. 医業費用 b	677	669	643	630	616	629	649	649
	(1) 職員給与費 c	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 材料費	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) 経費	670	654	619	606	593	599	619	619
	(4) 減価償却費	7	15	24	24	23	30	30	30
	(5) その他	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 医業外費用	10	18	14	13	16	16	17	17
	(1) 支払利息	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) その他	10	18	14	13	16	16	17	17
	経常費用(B)	687	687	657	643	632	645	666	666
経常損益(A)-(B)(C)		8	1	11	△5	13	0	0	0
特別損益	1. 特別利益(D)	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 特別損失(E)	0	0	0	0	0	0	0	0
	特別損益(D)-(E)(F)	0	0	0	0	0	0	0	0
純損益(C)+(F)		8	1	11	△5	13	0	0	0
累積欠損金(G)		△187	△200	△211	△206	△219	△219	△219	△219
不良債務	流動資産(ア)	202	211	265	239	262	280	278	273
	流動負債(イ)	73	1	7	8	15	34	20	23
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0	0	0
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等債で未借入又は未発効の額(エ)	0	0	0	0	0	0	0	0
	差引 [(イ)-(エ)]-(ア)-(ウ)](オ)	△129	△210	△258	△231	△247	△246	△258	△250
経常収支比率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$		101.2	100.1	101.7	99.2	102.1	100.0	100.0	100.0
不良債務比率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$		△20.0	△33.1	△42.4	△42.7	△50.9	△56.3	△56.3	△60.1
医業収支比率 $\frac{a}{b} \times 100$		95.1	94.8	94.7	85.9	78.7	69.5	70.6	64.1
職員給与費 $\frac{c}{a} \times 100$		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
対医業収益比率 $\frac{c}{a} \times 100$		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額(H)		△202	△211	△235	△238	△262	△271	△277	△250
資金不足比率 $\frac{(H)}{a} \times 100$		△31.4	△33.3	△38.6	△44.0	△54.0	△62.0	△60.5	△60.1
病床利用 rate		97.9	96.4	98.0	91.9	83.1	70.5	80.0	70.0

2) 収支計画 (資本的収支)

(単位:百万円、%)

区分	年 度	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度 (実績)	元年度	2年度
収入	1. 企 業 債	0	55	6	7	55	44	52	15
	2. 他 会 計 出 資 金	9	0	0	0	0	0	0	0
	3. 他 会 計 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国(県)補助金	0	0	0	0	0	0	0	0
	7. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0
	収 入 計 (a)	9	55	6	7	55	44	52	15
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)	0	0	0	0	0	0	0	0
	前年度許可債で當年度借入分 (c)	0	0	0	0	0	0	0	0
支出	純計(a)−{(b)+(c)} (A)	9	55	6	7	55	44	52	15
	1. 建 設 改 良 費	9	57	6	7	51	44	52	15
	2. 企 業 債 償 還 金	0	0	0	0	8	15	19	19
	3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0
	支 出 計 (B)	9	57	6	7	59	59	71	34
差引不足額 (B)−(A) (C)		0	2	0	0	4	15	19	19
補てん財源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰 越 工 事 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (D)	0	0	0	0	0	0	0	0
補てん財源不足額(C)−(D) (E)		0	2	0	0	4	15	19	19
当年度同意等債で未借入 又は未発効の額 (F)		0	0	0	0	0	0	0	0
実質財源不足額 (E)−(F)		0	2	0	0	4	15	19	19

3) 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:百万円)

	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (実績)	30年度 (実績)	元年度	2年度
収 益 的 収 支	(49) 49	(43) 43	(0) 48	(0) 86	(0) 149	(0) 197	(0) 198	(0) 240
資 本 的 収 支	(0) 9	(0) 0	(0) 0	(0) 0				
合 计	(49) 58	(43) 43	(0) 48	(0) 86	(0) 149	(0) 197	(0) 198	(0) 240

※()内は基準外繰入金額

第5章 再編・ネットワーク化の取り組み

第1. 医療圏域内の現状

1. 上川北部医療圏（第二次医療圏）

上川北部地域は、約 4,200 km²と全道の 5 %を占め、ほぼ福井県の面積に匹敵する広大な範囲を、各市町村に存在する一次医療機関と二次医療機関である市立総合病院と士別市立病院でカバーしてまいりましたが、士別市立病院は、経営の見直しにより慢性期医療へとシフトしつつあり、救急医療をはじめとした専門・特殊医療は、市立総合病院が実質担うことになると予想されます。

本地域におきましても医師・看護師不足は深刻な問題となっており、いずれの病院・診療所とも、いつ、医師・看護師不足により診療体制の縮小や休止といった事態に陥るかどうかの不安要素があります。

2. 道北医療圏（第三次医療圏）

道北医療圏は旭川市を中心とした上川中部医療圏、富良野市を中心とした富良野医療圏、留萌振興局を区域とする留萌医療圏、宗谷振興局を区域とする宗谷医療圏、そして当市を含む上川北部医療圏で構成されており、旭川医科大学を含め医療資源の充実している上川中部と、そのカバー範囲となる富良野・留萌医療圏と、他の医療圏の実質 2 つの圏域に区分できる状況となっております。

当市を含む、旭川・富良野圏を除いた道北医療圏では、市立稚内病院、留萌市立病院、道立羽幌病院、市立総合病院が地域センター病院に指定されており、うち市立総合病院は地方センター病院および救命救急センターの指定も受けております。

3. 北海道医療計画 上川北部地域推進方針

北海道においては、医療機関の機能分担と連携を図り、地域医療の体系化を推進し、良質で切れ目のない医療を効率的かつ継続的に提供する体制の整備のため、平成 20 年 3 月に北海道医療計画（以下、「道計画」という。）を策定しております。

また、道計画の策定と合わせ、上川北部圏域において、地域の実情に応じた医療連携体制を構築し、円滑に推進するための方針として、上川北部地域推進方針（以下、「推進方針」という。）を作成しております。

第2. 市立総合病院

1. センター病院機能の維持・向上

1) 推進方針の現状評価

市立総合病院は、地方センター病院として、特殊な疾病や高度・専門医療に対応できる医療機能を備えるとともに、臨床に密着した研修・研究が可能な施設及びスタッフを有し、地域の医療機関への専門医師等の派遣及び技術援助を行い、他の医療機関との機能分担、連携を図りながら、三次医療を提供するとともに、二次医療機関の後方支援医療機関としての役割を担っています。

また、地域センター病院として、プライマリ・ケアを支援し、かつ二次医療圏の中核医療機関として、他の医療機関と機能分担を図り、地域に必要な診療体制を確保するとともに、地域の医療機関への医師等の派遣及び技術援助、医師等を対象とした研修会の開催、無医地区等の巡回診療を行っています。

そして、災害拠点病院及び北海道 D M A T 指定医療機関として、災害発生時における被災地からの患者の受け入れ、広域医療搬送に係る対応等が求められております。

2) 今後の課題

市立総合病院を取り巻く近隣医療機関等の状況、推進方針の現状評価および課題を踏まえ、次の項目について病院機能の維持・向上を図ります。

- ①総合内科医をはじめとし、地域医療機関への職員派遣を可能とするマンパワーの確保
- ②脳卒中などの地域連携クリティカルパスの導入。

2. 地域連携の基本的な考え方と取り組み

少子高齢化、核家族化が進んでいる中、病状改善後の療養生活には、保健福祉行政、介護施設等との連携が不可欠となっております。市立総合病院においても地域医療連携室を設置し、円滑な入退院及び転院の調整ができるよう地域連携に努め、医療や福祉に関する情報の提供、相談、支援を行っておりますが、このような業務は、地域連携を進めていくうえで、ますます重要性が高くなるものと予想されることから、介護・福祉行政に精通した専門職員の配置を検討していきます。

また、医師・看護師不足は、残る医療従事者の疲弊を生みます。市立総合病院は、そのような医療機関への診療応援等により、地域医療の崩壊を防ぐ手段を講じるとともに、平成25年より稼働し、診療情報の共有、遠隔診断が可能となった道北北部連携ネットワーク（ポラリスネットワーク）の拡大、高規格救急車の配備による迎え搬送を検討し、遠隔病院の医師、救急隊及び患者本人の負担軽減を目指します。

3. 財政的支援のあり方

市立総合病院における第三次医療圏内での役割を担うには、北北海道における他市町村の医療崩壊を防ぐための施策を講じていく必要があり、その内容は、主に名寄市以外の市町村に関するもので、それに要する負担は当市だけで議論できるものではありません。北・北海道中央圏域定住自立圏の構成13市町村で実施している広域第二次救急医療事業の枠、または三次救急の枠においても、費用負担の在り方について検討していきます。

第3. 東病院

1. 病院機能の維持・向上

1) 現状評価

東病院においては、以下の点について、取り組みが不足しております。

- ①在宅医療体制の構築を図る。
- ②地域連携クリティカルパスを作成し、急性期～回復期～在宅医療に至る医療体制の確立を図る。
- ③医薬品や医療器具などの共同購入・利用の推進を図る。

2) 今後の課題

慢性期医療の受け入れ体制を維持するとともに、地域に根付いた医療機関として、地域住民のかかりつけ医、在宅医療の充実に向けた診療体制の整備を検討し、近隣医療・福祉機関との連携を強化していきます。

2. 地域連携の基本的な考え方と取り組み

東病院は慢性期医療を担う病院として、地域内外の長期療養患者の受け入れ先となっております。引き続き、市立総合病院をはじめとした医療機関、保健福祉・介護機関と連携し長期療養患者の受け皿として機能するとともに、在宅医療、療養病床を組み合せ、患者の生活の質を少しでも高められるような環境を提供していきます。

3. 財政的支援のあり方

医療機器の更新・施設改修・道北北部連携ネットワーク（ポラリスネットワーク）への接続等、近隣医療・福祉機関との連携強化のための整備を計画的に行っていくため、病院事業債、過疎債を充当するとともに、名寄東病院振興基金の効果的な運用も検討していきます。

第6章 経営形態の見直しに対する方向性

第1. 市立総合病院

1. 目指す経営形態

平成30年度から地方公営企業法の全部適用へ移行しました。経営形態の強みを發揮し、地方・地域センター病院として医療提供体制を維持し、道北地域の急性期医療を担う役割を果たします。

第2. 東病院

1. 目指す経営形態

東病院は、平成15年12月の開設以来、上川北部医師会を委託先とし、指定管理者制度を導入しております、今後も引き続きこの制度で運用していきます。

2. 目標達成に向けた具体的な取り組み

- ・医師、医療スタッフの安定的な確保

第7章 プランの点検・評価・公表

改革プランの点検・評価・公表につきましては、毎年、事業の決算数値が確定した段階で、市立総合病院においては、外部委員で構成されている『名寄市立総合病院運営委員会』が、東病院においては医師会等市内医療関係者等で構成されている『名寄東病院運営委員会』が、それぞれ点検と評価を行い、そこでの意見提言を受けて、結果をホームページ等にて公表いたします。

資料 取り組み項目の展開方針

1. 市立総合病院

※()内は当初計画

大項目	小項目	方法・内容等	H28	H29	H30	R1	R2
地域包括ケアシステムの構築	医療機関等との連携	情報交換・連携の強化	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
		後方支援病床の確保	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
	教育機関との連携	市立大学との人材交流・共同研究	実施 (検討)	継続	⇒	⇒	⇒
	住民の理解	広報活動の充実・強化	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
経営の安定性	医師の確保	医育大学・関係機関への働きかけ 臨床研修プログラムの充実	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
	看護師の確保	随時募集・再就業支援研修の拡充	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
	医療スタッフの確保	情報収集・計画的な採用	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
	柔軟な給与制度の検討	他病院の状況調査・分析 医療職給料表の検討		検討	⇒	⇒	⇒
	高度医療機器の計画的な整備	費用対効果・使用頻度を勘案した計画的な整備	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
	経営感覚に富む人材の登用	病院事業経営に精通した人材の登用・プロパー職員の採用	検討	⇒	⇒	⇒	⇒
	医業収益の確保	効果的な施設基準の選択	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
	適切な診療報酬の請求	職員のスキルアップ・各種説明会・研修会の実施	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
	未収金の発生防止と回収対策	相談体制の充実・催告強化	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
	病床の効率的運用	診療部・看護部の連携による効率的病床管理	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
	効率的な人員配置	業務内容・方法の改善を研究	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
	費用分析の強化	原価計算システムの導入	導入 (準備)	(導入)			
再編・ネットワーク化	その他管理的経費の節減	費用に対する意識の改善	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
	地域連携の推進	クリティカルパスの推進	バスの拡充	継続	⇒	⇒	⇒
		介護・福祉行政に精通した職員の配置	実施 (検討)	継続 (検討)	⇒ (実施)	⇒	⇒
		ポラリスネットワーク運用の拡充	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
		高規格救急車の配備	検討	⇒	⇒	⇒	⇒
経営形態の見直し	地方公営企業法の全部適用	財政支援の検討	圏域市町村の費用分担の検討	検討	⇒	⇒	⇒
		移行に向けた組織整備	検討	実施			
		関連条例の洗い出し・改定	実施	⇒			
		全適後の組織体制の検討		検討	実施		

2. 東病院

大項目	小項目	方法・内容等	H28	H29	H30	R1	R2
地域包括ケアシステムの構築	医療機関等との連携	情報交換・連携の強化	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
	病床規模の検討	病床数の調整・施設の有効活用	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
経営の安定性	医師の確保	医療振興財団等との連携・人脈を通じた情報収集	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
	医療スタッフの確保	勤務環境の整備	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
	医業収益の確保	効果的な施設基準の選択	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
	適切な診療報酬の請求	職員のスキルアップ・各種説明会・研修会の実施	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
	未収金の発生防止と回収対策	相談体制の充実・催告強化	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
	病床の効率的運用	医師・看護師の連携による効率的病床管理	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
	効率的な人員配置	業務内容・方法の改善を研究	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
再編・ネットワーク化	地域連携の推進	ポラリスネットワーク参加	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
	財政支援の検討	基金の効率的な運用	検討	⇒	⇒	⇒	⇒
経営形態の見直し	指定管理者制度の継続	医師・スタッフの安定的確保	継続	⇒	⇒	⇒	⇒